

介護予防・日常生活支援事業
第1号訪問事業(元気あっぷ訪問サービスS) 重要事項説明書①
<令和7年6月1日現在>

あなた（利用者）に対するサービスの提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-67-0069(8時30分～17時30分まで)
担当 訪問介護ステーションひばりの里
管理 者 小山 美穂子

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 訪問介護ステーションひばりの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	訪問介護ステーションひばりの里
所在地	加須市久下字高畑1625番地1
介護保険指定番号	介護予防訪問介護 (埼玉県 1173800481)
サービスを提供する地域	加須市・羽生市・久喜市(旧鷺宮町)

(2) 職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 サービス提供責任者	介護福祉士	1名	—	業務の管理等 訪問介護計画作成 訪問介護等	1名
サービス提供責任者 兼 訪問介護員	介護福祉士	0名	1名	訪問介護計画作成 訪問介護等	1名
訪問介護員	介護福祉士 2級ヘルパー	1名 名	1名 6名	訪問介護等 〃	2名 6名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間 8時30分から17時30分
(電話等により24時間常時連絡可能)

(4) サービス提供時間帯

月曜日～土曜日 8時00分～18時00分

3. サービス内容

(1) 身体介護

入浴介助・食事介助・排せつ介助・移動介助等の介護を行います。

(2) 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等日常生活上の支援を行います。

※ 元気あっぷ訪問サービスSは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。

そのため、上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

4. 料金

(1) 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割または2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円)

区分	サービス内容	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
介護予防 訪問介護Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた場合	1月につき 14,994円	1,500円	2,999円	4,499円
介護予防 訪問介護Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた場合	1月につき 29,957円	2,996円	5,992円	8,988円
介護予防 訪問介護Ⅲ	Ⅱを超える利用が必要とされた 場合(要支援2の利用者に限る)	1月につき 47,536円	4,754円	9,508円	14,261円

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利 用者に、サービス提供責任者が自ら 訪問介護を行うか、他の訪問介護員 に同行した場合	1月につき 2,448円	245円	490円	735円

- 具体的なサービスの内容等は、介護予防サービス計画(ケアプラン)を踏ました介護予防・生活支援サービス計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防・生活支援サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または利用が多かった場合であっても、日割りでの減額または増額はしません。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行なう元気あっぷ訪問サービスSに要した交通費については、実費を徴収させて頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、5km～10km未満 300円（往復）

通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km～15km未満 500円（往復）

通常の事業の実施地域を越えた地点から、15km～ 600円（往復）

(4) 料金のお支払い方法

- 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払いは口座振替又は銀行振込にてお願ひいたします。現金での集金を希望される場合はご相談ください。
※口座振替の場合は別途、銀行指定の口座振替依頼書にご記入をしていただきます。

振替日は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）といたします。

- 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用及び交通費の実費(通院・買い物などの際交通機関を利用した場合)の費用は利用者のご負担になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当者がご相談を承ります。契約を締結した後、サービスを開始します。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護または要支援認定区分が非該当(要介護、自立)と認定された場合
なお、変更後の利用についてはご相談ください。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ・原則として医療行為を行うことができません。
- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うことはできません。
- ・利用者のための介護、家事を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、ご家族・ご親族、医師、地域包括支援センターなどへ連絡を取る等必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏名(続柄)	(電話)
	住所	
主治医	医療機関名	(電話)
	医師名	

7. サービス内容に関する苦情・相談

(1) 当事業所における苦情の受付

管理者 小山 美穂子

電話番号 048-0-67-0069

(2) 行政機関、その他苦情受付機関 (電話番号)

・加須市役所本庁舎高齢介護課 0480-62-1111	・騎西総合支所市民福祉健康課 0480-73-1111
・大利根総合支所市民福祉健康課 0480-72-1317	・北川辺総合支所市民福祉健康課 0280-61-1204
・久喜市役所介護福祉課 0480-22-1111	・羽生市役所保健医療課介護保険係 048-561-1121
・埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568	(苦情相談専用)

8. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】 なし

【公表の有無】 なし

9. 当法人の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人 ひばりの里ネットワーク
代表者役職・氏名 理事長 近藤るみ子
所在地・電話番号 埼玉県加須市久下字高畑1625番地1
電話 0480-67-0069

令和 年 月 日

元気あっぷ訪問サービスSの提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 名称 特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク
所在地 埼玉県加須市久下字高畑1625番地1
代表者 理事長 近藤るみ子 印

説明者 所属 訪問介護ステーションひばりの里

氏名 小山美穂子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から元気あっぷ訪問サービスSについての重要な事項の説明を受けて同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印